

平成 25 年 6 月 13 日

受益者の皆様へ

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

「UBS 国際分散投資ファンド」信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では「UBS 国際分散投資ファンド」(以下「当ファンド」)につきまして、平成 25 年 8 月 21 日をもちまして信託を終了(繰上償還)させていただき予定と致しましたので、下記の通りご連絡申し上げます。

なお、このお知らせは、改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第 32 条の規定に基づく手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただいております。

※この信託の終了(繰上償還)にご異議のない場合は何ら手続きの必要はございません。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託の終了(繰上償還)を行う理由

当ファンドは、平成 18 年 7 月 28 日の設定以来、投資信託証券への投資を通じて世界各国の株式および債券へ投資を行うと共に、オーバーレイ戦略*を活用し、効率的な資産配分を構築することで、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。(実際の運用は「UBS 国際分散投資マザーファンド」を通じて投資を行う、「ファミリーファンド方式」により行っております。)

しかしながら、当ファンドの投資方針の重要な要素である「オーバーレイ戦略」のうち「市場オーバーレイ」を担う唯一の投資対象である「UBS(Ir)マーケット・アロケーション・リターン・ストラテジー(円建て)」(アイルランド籍外国投資信託)が、解約等により資産が減少し、償還されることとなりました。当ファンドにおけるオーバーレイは、「市場」および「通貨」に対するオーバーレイを戦略的に組み合わせることにより有効に機能させるものであり、どちらか一方を欠いても運用を行うことはできないこととなります。

弊社といたしましては、当該外国投資信託の償還後も当ファンドの運用を継続すべく、代替ファンドの組入れや直接投資へのファンドスキーム変更等を検討してまいりましたが、信託約款に定める償還条項を下回る現状の資産規模水準では、現行の投資方針に従った運用を継続すること

が困難であることから、信託を終了することがやむを得ないと判断し、当ファンドの信託期間を繰上げて償還する予定とさせていただきます。

※ オーバーレイ戦略：ファンドの現資産部分から分離したポジションで、株式・債券及び通貨について先物等のデリバティブを用いて運用・管理することをいいます。

2. 信託終了（繰上償還）日までの運用について

信託終了（繰上償還）日までの当ファンドの運用は、できる限り現行の投資方針に沿って行う予定ですが、市況動向、資金の流入または流出状況等によっては、それができない場合があります。

また、オーバーレイ戦略を担う外国投資信託における運用の状況やその償還時期等を勘案し、当ファンドの受益者にとって有利であると判断した場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）の可否決定前であっても、資産の一部売却を開始します。これに伴い、当ファンドの信託終了（繰上償還）の可否決定前にオーバーレイ戦略を活用した従前通りの運用は行うことができなくなる場合がありますので、ご留意ください。

3. 手続きおよび信託終了（繰上償還）に関するスケジュールについて

- ① 公告日（日本経済新聞朝刊）：平成 25 年 6 月 13 日
- ② 受益者による異議申立期間：平成 25 年 6 月 13 日から平成 25 年 7 月 16 日まで
- ③ 信託終了（繰上償還）可否決定日：平成 25 年 7 月 17 日
- ④ 異議申立受益者の買取請求期間：平成 25 年 7 月 18 日から平成 25 年 8 月 6 日
- ⑤ 信託終了（繰上償還）予定日：平成 25 年 8 月 21 日

※ 公告日（平成 25 年 6 月 13 日）現在の受益者は、異議申立期間中に、弊社に対し、書面によりこの信託の終了（繰上償還）に対しご異議を申し立てることができます。

なお、平成 25 年 6 月 11 日以降のお申込みにより取得された方および平成 25 年 6 月 10 日以前のお申込みにより解約された方は、この信託の終了（繰上償還）に対しご異議を申し立てることはできません。

※この信託の終了（繰上償還）に異議のない場合は何ら手続きの必要はございません。

[繰上償還を行う場合]

上記②の期間中にご異議の申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、平成 25 年 8 月 21 日に当ファンドが繰上償還されます。

[繰上償還を行わない場合]

ご異議の申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、繰上償還は行いません。この場合、繰上償還しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、書面にてご報告いたします。

なお、この場合、当ファンドは存続することになりますが、従前通りの運用の継続は困難であることから投資方針を見直す予定です。

4. 異議申立方法について

予定しております信託の終了（繰上償還）に対しご異議のある受益者は、以下に述べる手続きに従いご異議の申立てを行うことができます。ご異議の申立てをされる方は、大変ご面倒をお掛けいたしますが、書面に以下の内容をご記入、捺印の上、平成25年7月16日（必着）までに下記宛に封書にてご郵送ください。

(1) 宛先

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
投信ディスクロージャー部内 繰上償還に関する異議申立窓口行

(2) ご記入いただく内容

- | |
|--|
| <p>① ご住所
② お名前（署名および販売会社へのお届け印捺印）
③ 電話番号（日中連絡先）
④ ファンド名 「UBS 国際分散投資ファンド」
⑤ 受益権を保有している販売会社名、取扱店名および口座番号
⑥ 公告日（平成25年6月13日）現在の受益権口数
⑦ 信託の終了（繰上償還）に反対する旨</p> |
|--|

※ 当ファンドを複数の口座でお持ちの方は、保有するすべての取扱店名、口座番号をご記入ください。

※ ご自身の受益権口数をご不明の場合は、販売会社へご確認の上、ご記入ください。

※ 上記の記入内容に不備等がある場合には、ご異議の申立てをお受けできなくなる場合がありますので、ご留意ください。

[個人情報の取扱いについて]

当手続きにあたりお客様に関する情報（氏名、ご住所、お電話番号、投資信託口座番号および受益権口数等）を、販売会社、受託会社（再信託受託会社を含みます。）および委託会社（弊社）が共有することがありますのでご了承下さいようお願い申し上げます。なお、取得した個人情報は、異議申立手続きおよび買取請求に関する事務を処理するために必要な範囲で利用いたします。

5. ご異議の申立てをされた受益者の買取請求の手続きについて

ご異議の申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、当ファンドの信託終了（繰上償還）が決定した場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）にご異議の申立てをされた受益者は保有する受益権につき、以下の手続きにより、販売会社を通じて受託会社に対し、信託財産による買取を請求することができます。

なお、ご異議の申立てをされた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありませ
ん。異議申立期間中、買取請求期間中ともに、信託終了（繰上償還）に対しご異議の申立てをさ

れたか否かに関わらず、販売会社においては、通常どおり、当ファンドの換金のお申込みを行うことができます。ただし、買取請求を行った受益権については、通常の換金のお申込みを行うことができなくなりますのでご留意ください。

(1) 買取請求期間

平成 25 年 7 月 18 日から平成 25 年 8 月 6 日まで

(2) 手続き方法

弊社より、ご異議の申立てをされた受益者に対し、「買取請求のご案内」をお送りいたします。買取請求を行う場合は、買取請求関係書類に必要事項をご記入のうえ、当ファンドをご購入された販売会社の本・支店等にご提出いただきます。買取請求関係書類は、販売会社より、弊社を通じて受託会社である三菱 UFJ 信託銀行株式会社に送付されます。

(3) 買取価額

買取価額は、原則として、受託会社が当該買取請求必要書類を受付けた日の翌々営業日の基準価額とさせていただきます。

なお、受託会社より買取代金をお支払する際に、振込手数料が差し引かれます。

(4) その他

上記の諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでに通常の換金のお申込みの場合よりも日数を要することがあります。また、買取代金をお支払する際に、買取事務に関する費用（振込手数料）を買取代金より差し引かせていただきます。

※ 上記の買取請求は、信託終了に対しご異議の申立てをされた受益者が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

<本件に関する問い合わせ先>

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

信託終了（繰上償還）お問い合わせ窓口

電話番号 03-5293-3700（受付時間 営業日の 9：00 から 17：00 まで）